

【講演要旨】

文学作品に登場する古文書

——天皇文書を中心に——

渡部 淳

はじめに

歴史学と密接に係る学問に「古文書学」というものがある。それは、古文書を体系的に理解しようとする学問で、書式の変遷を中心に研究する様式論、材料・字体・文体・花押などを主に研究する形態論、実際の授受関係において果たした機能を研究する機能論など、様々な視点からの研究が進んでいる。

古文書が語るものは、文章の内容だけではない。古文書学の成果は、文書が存在そのものから、政治構造や社会の変容を読み取れることを可能にする。

本講演では、文学作品に登場する中世から近世の天皇に関する文書名に注目し、古文書学の成果によりながら、その

作品における意味合いを紹介する。

一 宣旨・院宣——天皇と貴族——

大衆、国分寺へ参り向ふ。先座主大きに驚かせ給ひて、凡そ勅勘の者は、月日の光にだに当たらずとこそ承れ。いかにはんや、時刻を回らさず急ぎ追ひ下さるべしと、**院宣**・**宣旨**のなりたるに、少しもやすらふべからず。衆徒とうとう帰り上り給ふべしとて、端近く居出でて宣ひけるは、三台槐門の家を出でて、四明幽溪の窓に入つしより以來、広く圓宗の教法を学して、頭密両宗を学びき。

『平家物語』より「座主流の事」部分

『平家物語』が描く、天皇・公家、寺社、源平の武士達が

繰り広げる戦乱世界には、当然ながら天皇の命令に関する用語が頻出する。

そもそも、天皇の命は「詔」や「勅」という文書で発せられた。その文書作成過程を、律令の規定によって見てみよう。

〈詔書の作成過程〉 天皇・内侍・中務省・御画日・太政官・御画可・太政官

① 天皇の意が、女官の内侍を通じて、詔書作成の官司である中務省に伝えられる。

② 中務省で作成された文書を確認した天皇は、日付を記入し中務省に戻す。(御画日)

③ 正文は中務省で保管し、写に中務卿などが署名をして、最高行政機関である太政官へ送る。

④ 太政官は内容を審議し、問題がなければ関係者の署名を記して天皇へ戻す。

⑤ 天皇が問題なしと判断した場合、「可」と記入して太政官へ送る。(御画可)

⑥ 正文は太政官で保管し、写に太政官符を付して施行する。

天皇の命が施行されるには、多くの官司と役人が関わり、いくつもの手続きを経る必要があった。特に、天皇と太政官

とのやりとりは、古代国家における天皇の位置を象徴的に表している。つまり、命令一下、専制的権力行使ができる中国の皇帝に対し、日本の天皇は、自らの意志を表明するとき、太政官の承認を必要としたのである。

これは、中国の皇帝が、軍事力の行使をもつて実力により権力を樹立したのに対し、畿内豪族連合の中から、その代表的立場として登場した天皇は、かつての豪族連合の末裔を含む太政官を無視して、一方的な権力行使ができなかったからだと言われる。天皇権力の脆弱さの問題が、詔書作成の過程に反映されているのである。

しかし、天皇は当然ながら、豪族連合の影響を低下させ、自らの意志をなるべく簡易な方法で実現することを模索し始める。

そのために、弘仁元年(八一〇)、「蔵人所」を設置、令外の官である天皇の書記官「蔵人」を中心とした命令伝達方法を開始する。その結果登場した文書が、「宣旨」である。

詔書の例に倣い、宣旨の作成過程を見てみよう。

〈宣旨の作成過程〉 天皇・内侍・蔵人・太政官・外記局・弁官・内記局

① 天皇の意は、内侍から蔵人を通じて、直接太政官に伝達される。

②太政官で審議され同意がなされると、文書作成部局に廻され宣旨が発せられる。

詔書に比して極めて簡潔な手続きであり、太政官の関与はありつつも、天皇の命は短時間で発せられる。しかも、宣旨の場合は、太上官符が添えられる必要がない。

これによって、天皇の命令が柔軟に発せられることになり、天皇の政治活動が容易になっていったのである。

このように、『平家物語』において、詔書などの律令規定の文書に加えて、多くの「宣旨」が登場するのは、天皇の政治的位置の変化が背景にあるのである。

更に、『平家物語』には、宣旨と並び院宣も登場する。周知の如く、応徳三(一〇八六)年、白河天皇は堀河天皇に讓位の後、院庁を開いて引続き政権を担当した。白河上皇は堀河、鳥羽、崇徳天皇の四十三年間院政を敷いたが、『平家物語』の時代も、鳥羽上皇が崇徳、近衛、後白河天皇の二十七年間、後白河上皇が二条、六条、高倉、安徳、後鳥羽天皇の三十四年間、院政を行なった。天皇より院の力が優位にあったとなれば、院の命令が頻発される。その命を発する文書が「院宣」である。院は太政官制からも独立した政治形態であるから、当然院宣は全く太政官を通すことなく院司によって発せられ、しかもその影響力は宣旨を上回るものがあつた。

天皇が発する宣旨と、当時の特異な政治形態である院が発する院宣が両立する時代が『平家物語』の時代であり、その発給をめぐり天皇家内部並びに公武の駆け引きが繰り広げられたのである。

更に注目したいのは、宣旨に先んじて院宣が記されるという語順である。これは、「治天の君」と称された院の権限が、天皇のそれを凌駕している現実を反映させているのではないか。『平家物語』が時に歴史資料としても扱われる所以は、細部にわたる歴史事実の反映にある。

二 綸旨—後醍醐の挑戦—

去元弘の始、義貞不肖の身也といへ共、忝も綸旨を蒙て関東の大敵を数日の内に亡し、海西の宸襟を三年の間に休め進せ候し事、恐は上古の忠臣にも類少く、近日義卒も皆功を讓る処にて候き。其尊氏が反逆頭しより以来、大軍を靡して其師を虜にし、万死を出て一生に逢こと勝計るに不違。されば義を重じて命を墜す一族百三十二人、節に臨で戸を曝す郎従八千余人也。然共今洛中数箇度の戦に、朝敵勢盛にして官軍頻に利を失候事、全戦の咎に非ず、只帝徳の欠る処に候歟。仍御方に参る勢の少き故にて候はずや。

『平家物語』の時代から百数十年、世は再び天皇を巻き込んだ乱世を迎える。後醍醐天皇を中心とする建武の新政の時代を描くのが『太平記』である。

『太平記』に頻出する天皇文書で注目すべきは「綸旨」である。そもそも綸旨とは、「蒙綸旨云」で始まり「諭言如此」で終わる、藏人が天皇の意志を自分の名義で伝えるものであり、飽くまで「私的」なものであった。天皇の意志は、大事は詔・勅、他は宣旨によつて伝えられるのが通例であったが、詔・勅は勿論、宣旨にしても太政官の関与は必須である。

天皇親政を開始した後醍醐天皇は、院政を廃止しながら、太政官から独立して発給できる院宣のあり方を、天皇に於いても実現することを考えた。そこで、それまで「私的」なものとして臨時的に発給していた綸旨に公的性格を付与した。これによつて、後醍醐の意志は、太政官の関与なく、無限定に発露されることになり、綸旨による政治が進展することになる。

しかし、『二条河原落書』に「此頃都ニハヤル物 夜討 強盗 謀綸旨」とある如く、綸旨による政治混乱も甚だしく、建武新政の失敗により、天皇権威とともに綸旨の威厳も低下していくのである。

三 女房奉書―女性の文書―

立入左京亮が綸旨二通と女房奉書をたずさえて信長をたずねてきたとき、信長は鷹狩に出ていた。朝廷からの使者は案内役の磯貝新右衛門久次と使者の立入とたった二人だけ、表向きの名目は熱田神宮参拝というのである。

信長へ綸旨と女房奉書をだしては、と立入左京亮から話を持ちかけられた万里小路大納言惟房は、おまえ大変なことを言う、さても、困った、困ったと言った。

(坂口安吾『織田信長』より 昭和二十三年)

天皇の意志を伝える最初の動きが、天皇側近の女性「内侍」による伝達だということは先述した。これが徐々に文書として整備され、少なくとも鎌倉時代までには、仮名文字による散らし書きという消息形式の文書が成立した。

上位者の意志を奉じて(うけたまわつて)発給する文書は「奉書」と言われ、時代が下るにつれその種類は漸増するが、天皇近侍の女性が作成する文書を「女房奉書」という。

天皇の意志を、私的・非公式に伝えるものとしては藏人が発給する綸旨などがあつたが、綸旨そのものが徐々に正式・

公的性格を強めたため、天皇の内意を伝えるものとして女房奉書が重要な役割を持つことになり、時には女房奉書の形式をとりながら天皇宸筆で作成されることもあった。

急速に勢力を増す信長に対し、戦乱収束を命じる正親町天皇の意志を伝えるために、多くの戦国大名と交流があった禁裏御蔵番の立入左京亮宗継は、参議・内大臣の万里小路大納言惟房に対して、論旨に加えて女房奉書の発給を要請したのである。安吾は、論旨に女房奉書まで付加するという異例さを説明することにより、信長説得が緊急且つ難題であることを表現したのである。

おわりに

以上、三つの文学作品に登場する天皇文書について、古文学書の成果を援用しつつ、その意味合いを紹介した。

一つの文書の背景には、長い歴史がある。そして、この「長い歴史」を作品的に確に取り入れることは、文章の厚みといったもの以上の意味をもたせる。当時の社会構成や人間関係を正確に描くことは、時代特有の雰囲気醸し出し、多言を勞せずして名場面を成立させることができるのである。名作と言われる作品には、必ずや慎重な一言一句の選択がある。

付記 本稿は第六十八回高知大学国語国文学会研究発表会（令和元年十一月三十日、於高知大学）における講演内容に基づくものである。

（わたなべ・じゅん 高知県立高知城歴史博物館館長）